

安全な食品を消費者様にお届けするための、衛生管理の方法『HACCP（ハサップ）』は、年々、義務化に向けて検討が進んでいます。

(HACCP…Hazard Analysis and Critical Control Point：危害要因分析・重要管理点)



HACCPを導入して衛生管理プログラムは構築したが、フィルムやダンボールなど包装材料はどう考えるべきか…。

HACCPでは、食品に直接触れる『ラミネートフィルムやポリ袋』などの『一次包装』が管理対象としてみなされ、『ダンボールやクラフト袋』などのいわゆる『二次包装』は、管理の対象ではありません。

しかし、一次包装であるフィルムはどのように調理場へ持ち込まれ、また出荷されていくかを考えますと、おのずと『二次包装に付着している紙粉やチリ・ホコリ』の管理がクローズアップされてまいります。

弊社では、お客様のご要望に応じて一次包装のフィルムも、HACCPやGMPの基準にも適合していると考えられる『軟包装衛生協議会の衛生管理基準合格品』や、『FSSC認証工場製造品』を供給させていただきます。



**城北紙器梱包株式会社**

東京都北区東十条2-5-14

TEL / 03-3912-7316

<http://www.tp-jsk.co.jp>

# HACCPの『汚染区域と清潔区域』に配慮したクラフト袋

ポリ袋だけを引っ張り出し、食品の加工場に持ち込む事が出来ます。また、ミシン糸を使っていないため、糸クズの混入をあらかじめ抑止しています。『ハザード(危険)要因の分析と除去』にお役立て下さい！



## 金属探知機付き工程で製造したダンボール

『化学的・物理的な危害』の発生を防ぐため、ダンボールの製造工程に『金属探知機』を設置しています。



※金属探知機は一部の工場に設置されています。

## HACCPと同等か、それ以上の基準で製造された一次包装

一次包装とは、『食品に直接触れるポリ袋・ラミネートフィルム』を表します。

これらの一次包装として、弊社では『FSSC22000認証工場製造品(※)』や『軟包装衛生協議会の衛生管理合格品』を製造し、供給させて頂くことが可能です。

(※)『FSSC22000』は、HACCPの手法をベースにISOの考え方を取り入れた『HACCPと同等以上に食の安全を追求した規格』として認知されています。

細かな質問でもよろこんで承ります！  
どうぞ弊社にお声がけ下さいませ。

